

和木町放課後児童クラブ利用調整基準

1. 入室の順位は次のとおりとする。

1	1年生
2	2年生
3	3年生
4	4年生
5	5年生
6	6年生

2. 上記において同順位の場合は、次の指数において合計指数の高い順とする。

			基準指数	父	母	
父母の状況	就労(就学・技能取得・介護等)	終了時刻	終了時刻が 17:31～	10		
			〃 17:01～17:30または交代勤務	9		
			〃 16:31～17:00	8		
			〃 16:01～16:30	7		
			〃 15:31～16:00	6		
			〃 15:01～15:30	5		
			〃 ～15:00	4		
		居宅外勤務	終了時刻が 17:31～	9		
			〃 17:01～17:30または交代勤務	8		
			〃 16:31～17:00	7		
			〃 16:01～16:30	6		
			〃 15:31～16:00	5		
			〃 15:01～15:30	4		
		居宅内勤務	〃 ～15:00	3		
	就労日数		週5日以上	1		
	週4日		0			
	週3日		-2			
	週2日以下		-4			
	通勤	通勤時間	両親合算	30分以内	0	
			1時間以内	1		
			2時間以内	2		
			3時間以上	3		
	病気等	入院中	入院加療中	11		
自宅療養(精神性又は感染症)			10			
自宅療養(常時病臥)			9			
通院		常時午後、月～金曜日のうち5日	8			
		常時午後、月～金曜日のうち4日	7			
障害	両親のいずれかが、身体障害者手帳1級又は2級、精神保健福祉手帳1級又は2級、療育手帳Aを所持している場合	10				
		ひとり親・単身赴任等	12			
出産	妊婦であり、産前産後8週の範囲である	10				
未就労等の同居親族等がいる場合(60歳未満1人につき)			-5			
未就労等の同居親族等がいる場合(60～69歳以下1人につき)			-3			
未就労等の同居親族等がいる場合(70～79歳1人につき)			-2			
未就労等の同居親族等がいる場合(80歳以上1人につき)			-1			
両親が就労しており障害のある児童(障害者手帳または診断名の記載のある診断書)			学年を3学年引き下げる			
上記に掲げる場合の他、明らかに児童の健全育成を行えないなど、調整が必要と認められる場合(内容:)						
			合計			

指数については、父母の状況、児童の状況の合計による
 父母の就労等については、終了時刻と就労日数の指数の合計とする。
 父母の病気等については、病院の診断書により、該当する状況の指数とする。
 ひとり親等の場合、同居していない父母の指数をひとり親・単身赴任とする。

3. 合計指数が同じ場合は、次の優先順位とする。

1	ひとり親・不在住・単身赴任等
2	病気等
3	就労日数の指数合計
4	居宅外指数合計、同じ場合は分刻みの終了時刻の遅い順
5	居宅内指数合計、同じ場合は分刻みの終了時刻の遅い順